

新婚夫婦の引っ越し費用と 住居費を支援します！

一世帯あたり上限
29歳以下 **60万円**
39歳以下 **30万円**

※予算がなくなり次第終了となります

雲仙市 結婚新生活支援補助金



対象者

- ①令和7年1月1日以降に婚姻届けを提出した夫婦
- ②婚姻届けを受理された日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ③交付決定日から3年以上継続して市内に居住する意思がある夫婦
- ④夫婦の所得の合計額が500万円未満である（貸与型奨学金の返済がある場合は所得証明書と同じ期間の年間返済額を引いたところ）
- ⑤申請時に夫婦両方の住民票の住所が申請の住所であること
- ⑥過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
- ⑦住居費について、定住促進奨励補助金及び若者Uターン家賃補助金との重複受給期間がないこと
- ⑧雲仙市税等（国保税を含む）の滞納がないこと
- ⑨県または市が行う研修等を受講し、WEBアンケートに回答すること
- ⑩居住地の自治会に加入していること
- ⑪暴力団員等ではないこと

支援内容

- ①結婚生活のために新築またはリフォームした**住居費用**
 - ②結婚生活のために新たに賃借する**住居の賃料、共益費**（敷金、礼金、仲介手数料を含む）
※管理費、駐車場使用料、勤務先から支給された住宅手当及びほかの事業に供する部分の費用については補助対象外
 - ③引っ越し業者または運送業者による**引っ越し費用**
- ※上記のいずれも令和7年4月1日以降に支払った費用が対象となります

詳しくはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：雲仙市 地域づくり推進課

TEL:0957-47-7805（直通） 住所：長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

詳細はこちら

